

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	鶴ヶ島市大字高倉字三角原一二四 二番三地先から同市大字高倉字三 角原一二四七番一六地先まで	区 間
	二四・七三ゝ 八三・六五	敷地の幅員 (メートル)
	二〇七・四一	延長 (メートル)
	平成三十年三月三十日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第十六号で告示した道路 予定区域の一部変更である。	備 考